

# 住居確保給付金の支給

離職等により住居を失った又は住居を失うおそれのある方へ家賃相当額を有期で給付し、安定した住居と就労の確保に向けた支援を行います。

## 支給対象（次のいずれにも該当する方）

令和2年4月30日現在

- 1 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は住居を失うおそれのある方
- 2 申請日において離職等から2年以内の方又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、当該個人の就労の状況が離職等と同等程度の状況にある方
- 3 離職等の日において世帯の生計維持者であった方又は申請日の属する月において世帯の生計維持者である方
- 4 申請月の世帯収入合計額が次の表により算出した額以下の方

世帯員数	収入基準額の計算方法	収入基準額の例 (家賃上限額で計算した場合)	金融資産上限
単身世帯	生活基準額78,000円 + 家賃月額（上限額40,900円）	118,900円	468,000円
2人世帯	生活基準額115,000円 + 家賃月額（上限額49,000円）	164,000円	690,000円
3人世帯	生活基準額140,000円 + 家賃月額（上限額53,200円）	193,200円	840,000円
4人世帯	生活基準額175,000円 + 家賃月額（上限額53,200円）	228,200円	1,000,000円
5人世帯	生活基準額209,000円 + 家賃月額（上限額53,200円）	262,200円	1,000,000円

※ 収入基準額は、生活費基準額（住民税均等割が非課税となる収入額の1/12）+1か月の家賃額（上限額）で算出します。家賃上限額より高い家賃額の場合は家賃上限額で算出します。

※ 世帯員が6人以上の世帯の収入基準額等についてはお問い合わせください。

5 申請日における世帯の金融資産の合計額が上記4の基準額の6か月分以下の方（上限100万円）

6 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

7 国の雇用施策による給付、または、自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を本人及び生計を一とする同居の親族が受けていないこと

8 本人及び生計を一とする同居の親族が暴力団員でないこと

※ 以前に住居確保給付金の支給を受けたことがある方で、支給して常用就職した後に、新たに解雇（自己都合による退職は除く）され、上記の支給対象要件に該当する場合は、再支給することができます。

## 支給額（上限額）

下記の金額を上限とし、申請月の世帯収入に応じて算出される金額を支給します。

【単身世帯】40,900円【2人世帯】49,000円【3～5人世帯】53,200円

※ 世帯員が6人以上の世帯の支給額（上限額）についてはお問い合わせください。

## 支給期間

3か月間を限度に支給します。ただし、一定の要件を満たす場合には、申請により、3か月ごとに9か月までの範囲内で支給期間を延長することができます。

## 注意事項

本給付金の受給期間中は、公共職業安定所に求職の申込みをし、次の1から3までの常用就職に向けた求職活動が求められるところですが、新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、当面の間は要件が緩和されています。

- 1 毎月4回以上八丈支庁の自立相談支援窓口の面接等の支援を受けること。
- 2 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
- 3 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

※【当面の緩和措置】  
1について：月1回の求職活動報告書の提出・報告  
2、3について：不要